

かたくい通信

福井から原発をとめる
裁判の会 会報

結審！ 第8回口頭弁論 福井地裁 3月5日

「原発は人間の力では制御できない大変危険なものです！」



原告意見陳述(山本雅彦さん)

次回は判決です！
5月21日(水)3時！

◆第8回口頭弁論が福井地裁民事部第2号法廷で3月27日(木)、午後3時半から行われました。傍聴希望者が多く、抽選の結果10名前後の方が傍聴できませんでした。

◆原告からは第15～21準備書面(15:外部電源喪失及び主給水喪失の危険性、16:使用済み核燃料プールの危険性、17:F-6破砕帯は「将来活動する可能性のある断層」、18:埋め戻し土使用の危険性、19:地震動の著しい過小評価、20:第4準備書面の一部訂正、21:19を補完する議論)が、被告からは13～16準備書面が提出されています。

◆また、原告側からは、内山弁護士が第19及び21準備書面につき意見陳述、さらに元原発技術者であり、福井県敦賀市在住の山本雅彦さんが、原発立地地域の地元住民としての思い、また技術者として耐震設計及び活断層の問題点について意見陳述を行いました(山本さんの意見陳述については本誌に全文掲載)。

◆5月21日 判決—福井地裁に集合!◆



発行：福井から原発をとめる裁判の会

■事務局連絡先：松田(090-2037-9322)
■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士
〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18
みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先
口座名：福井原発差止訴訟を支える会
記号：00760-6 番号：108539
(口座名等はこれまでのままです)

♥ご支援をよろしくお願いいたします！

♣ホームページ：<http://adieunpp.net> (本通信 PDF 版もアップロードしてあります！)

の原発で、下請け会社から派遣され仕事をしてきました。専門は原子炉保護・制御系の計測制御と運転中の核燃料の健全性をチェックする「炉物理」です。その後退社し、現在は原発の危険に反対する運動、原発ゼロをめざす運動をしています。

2 横南住民としての私の思い

まだ記憶に新しい2004年8月9日の美浜原発3号機で直径56センチもある配管が破裂。大量の蒸気が噴き出し、死者5人を含む11名の死傷者を出した事故がありましたが、そのとき亡くなった2人は一緒に仕事をしていた仲間でもあります。遺族の方は口々に、「なんでうちの息子がこんなことに」と号泣しておられました。

私は、このように原発が事故を繰り返すたびに、そして、大地震にみまわれ災害にあうたびに、原発は人間の力では「制御」できないたいへん危険なものである、と認識を深めてきました。そして、2011年3月11日「フクシマ」を経験したのです。

福島の「原発震災」で「安全神話」は完全に崩れました。そして3年が過ぎた今も避難している福島県民は13万6千人、原発事故の関連死は1664人。その数は、地震・津波による直接死1603人をついに上回りました。そして未だ続く被曝労働者の苦難や、収束とは程遠い大量の汚染水と放射能汚染の陸・海へ拡大などなど・・・、「原発震災」がいかに過酷なものかを明らかにしました。

福井県の若狭にある廃炉措置1基を含む15基の原発のUPZ・30キロ圏内には47万人が住んでいます。「フクシマ・原発震災」が福井で起きれば、福井県にとどまらず関西圏にも影響がおよび、私たちは「原発震災」がもたらす途方もなく大きな苦難・災害を受けることとなります。これまででも若狭の原発周辺の私たち住民は、いつ大事故が起こるか分からないという、原発の危険と絶えず隣り合わせに生活してきました。「大きな声じゃ言えないが、これ以上の原発の危険はもういらない」「子や孫のためにも原発はもうやめてほしい」こ

れが若狭の住民の大多数の声なき声です。裁判所が公平・公正な判断を下していただき、危険な原発の再稼働は許さない判断を示して下さい、まず始めにお願いいたします。

3 原発の耐震設計の問題点

(1) 総論、頻発してきた基準地震動を上回る地震動の発生

私は1986年の旧ソ連のチェルノブイリ原発事故以後、原発問題住民運動全国連絡センターおよび日本科学者会議福井県支部の一員として、原発の危険に反対する運動に取り組んできました。

活断層と地震の問題で疑問に思ったのは、1995年に起きた兵庫県南部地震でのことでした。原発の耐震設計では、想定地震による揺れの推計に、活断層の長さから「松田の式」を使いマグニチュードを計算、さらに「金井の式」「大崎の方法」と呼ばれる計算式を使っていましたが、活断層の長さに対して単純に「松田の式」を当てはめて地震の大きさ（マグニチュード）を算定するため、直下型のような震源に近い地震の大きさが極端に過小評価されてきました。現在でも、過小評価という基本は変わりません。関電は、原発は「普通の建物の3倍の強度」と宣伝してきました。ところが、兵庫県南部地震では、神戸大学の岩盤上で980ガル以上というデータが計測されました。岩盤の揺れの周期に応じてその上の建物が揺れて動く早さ（応答速度）を「大崎の方法」で計算すると実測値が計算値の3倍から4倍にもなり、「大崎の方法」による予想を遥かに越える結果となりました。兵庫県南部地震(M7.3)の基盤上の地震動記録は、日本の全ての原発の耐震設計値を超えたこととなります。国はこれまで、原発を襲う最大・最強の地震の揺れである基準地震動(Ss)を上回る地震が起きる確率は1万年に1回しかないと説明してきました。しかし、実際には兵庫県南部地震以降、この約20年間に、改定前を含む基準地震動を上回る地震動が原発で6事例も観測されました。1回

目と2回目は2003年5月と2005年8月の宮城県沖地震(M7.2)で、女川原発の耐震設計値を改定前と改訂後の2回も超えました。3回目は、2007年3月の能登半島地震(M6.9)で、志賀原発の耐震設計値を超えました。これらは、いずれも一部の固有周期部分で超えたものでしたが、4回目の2007年7月の中越沖地震(M6.8)は、あらゆる固有周期領域で大きく超えました。柏崎刈羽1号機は、設計時の想定450ガルの4倍近い1699ガルの揺れに見舞われ、幸い炉心損傷には至らなかったものの大きな被害を受けました。そして5回目と6回目が2011年3月の東北地方太平洋沖地震(M9.0)での福島第一原発と女川原発です。このほか、2000年10月の鳥取県西部地震(M7.3)では、岩盤上の記録が浜岡原発3～5号機を除くすべての原発の耐震設計値を超えました。

現在、安全審査が申請されている原発は、大飯原発を含むほぼすべての原発で、中越沖地震級の揺れに見舞われれば、過酷事故に到る危険性があります。

(2) 活断層の見落としや基準地震動の過小評価が行われてきた原因

私たち住民運動はこの結果について、原発施設の耐震安全性にかかる「基準地震動」策定に重要な「活断層」の見落とし及び、基準地震動の過小評価が行われてきたと言わざるを得ないと批判してきました。

その原因は4つあります。

まず、原発・核燃施設など建設時に、地質調査マニュアルとして使われてきた「土木学会原子力土木委員会編の報告書」です。専門家である中田高・広島大名誉教授は「この報告書にあるリニアメント判読基準では、変動地形への本質的理解が欠落している」「活断層を認定する際には『つながり』が重要であるにもかかわらず、連続性に対する検討はほとんどなされていない」と指摘しています。

2つ目は、国の安全審査で、専門家の役割が重

要であるにもかかわらず、批判的立場の専門家の意見が排除され、推進側の専門家の意見が採用されてきたことです。

3つ目は、国の安全審査において「業界との癒着構造」があることです。これまでの国の安全審査は、経済産業省のもとにある旧原子力安全・保安院が第1次審査を担い、首相の諮問機関である旧原子力安全委員会が第2次審査(ダブルチェック)に当たるとされてきました。ところが、国の第1次審査における耐震問題の安全審査の指針として使われているのが、(社)日本電気協会が原子力発電所耐震設計技術指針として作成した

「JEAG4601」です。このことが原発施設などの設計に当たって、電力会社に都合の良い地震の過小評価が繰り返されてきた最大の原因です。その結果、極めて不適切な調査方法で原発周辺と同敷地内および原子炉直下の活断層の過小評価や、日本での活断層は「逆断層」型であり最近動いた正断層は活断層でないという誤った解釈など、活断層の見落としが恣意的に行われてきたのです。

最後に、第14準備書面で詳細に述べているとおり、「基準地震動策定」の手法の誤りです。基準地震動(Ss)を策定する方法は、いずれも電力事業者が恣意的に評価を行ったものであるにもかかわらず、この結果について、国は安全審査において追認してきました。

したがって、国が電力会社の言い分を鵜呑みにせず、批判的意見をよく聞いてチェックしていれば、「フクシマ・原発震災」は防ぐことができました。

(3) 福島第1原発事故の教訓に耳を傾けない再稼働

福島第1原発事故は、想定できるものを過小評価した「人災」であります。渡辺満久氏をはじめ変動地形学の専門家や研究者が、若狭湾岸の原発敷地内外の活断層の存在を否定できない証拠を次々と示したにもかかわらず、大飯原発の再稼働が強行されたことは、阪神淡路大震災以降および

福島教訓が生かされていないと言わざるを得ません。政府は、原子力規制委員会（以下、規制委）が昨年7月に制定した「新規制基準」にもとづいて原発再稼働を強行することを宣言。規制委はそのシナリオに沿って再稼働を容認しようとしているように思えます。しかし、司法の場においては、活断層の存在が確実または否定できない、基準地震動策定に過小評価が否定できない、また、冷却材喪失から炉心溶融による放射能放出につながる過酷事故の発生が否定できないなど確率論的影響や危険性が小さい場合においても科学的に検討し、安全側に立った判断を下していただき、再稼働をさせないようお願いいたします。

4 大飯原発周辺の活断層等 ((1) ~ (3))

について、より詳細は第17準備書面を参照)

次に、大飯原発周辺の活断層について、「ずれ」（破碎帯・断層・活断層を含む）の危険について述べます。

(1) 関電が急きょ主張した「新F-6断層」が活断層でないとしても、大飯原発敷地内における活断層の存在は否定されていないこと

規制委は本年2月12日、大飯原発の敷地内にある破碎帯（断層）について、「活断層ではない」と認定した専門家チームの最終報告書を了承しました。しかし、規制委と関電は、調べた破碎帯は「活断層ではない」と言っているだけで、大飯原発敷地内に活断層がまったく存在しないと言っているわけではありません。

関電は当初、大飯原発2号機と3号機間のタービン建屋の真下に、F-6断層（破碎帯）があることを認めました。それは、炉心の直下ではありませんが、3、4号機の最重要施設である「緊急用取水路」（Sクラス）を横切っており、関電の資料を見れば活断層の可能性が否定できません。

2012年7月の3、4号機再稼働の後、規制委の「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」（以下、有識者会合）の「事前会合」で

渡辺満久氏が、「F-6断層が活断層でないという情報は、今のところゼロ」だと問題提起。結果、さらに再調査が命じられました。F-6破碎帯の直上に原発施設があり、そのものを掘削できないため、関電はF-6破碎帯の北側で掘削を行い、その結果、逆断層的な「ずれ」と横ずれ断層的な「ずれ」が出てきました。掘削溝の南側断面で、蛇紋岩の基盤に12~13万年前の海成堆積物の「海成層（海の浸食によりできた地形=ベンチ）」（初めは「K-Tzに覆われるのでそれより古い」といわれていたが、規制委の調査団の統一見解で12~13万年前と変更された）があり、その上の土石流堆積物をずらしています（切っている）。これについて、「地滑りではないか」とう岡田篤正氏らの指摘がありますが、渡辺氏は「海側から山側方向に上に向かって地滑りが起こる可能性はない」と反論。地滑りを証明する十分な根拠はありません。また、この「ずれ」の反対側（北側断面）に海成層の真下にある岩盤面の蛇紋岩と輝緑岩との間に、「右横ずれ+断層」があると指摘しています。これに対し関電は、設置許可申請やバックチェックでは安全と評価したにもかかわらず、つい最近になって「F-6の位置が違っていた」と訂正しました。これに対し渡辺満久氏は、関電が言う「新F-6」について、「許可申請と耐震バックチェック時の調査・審査は何であったのか」と疑問を呈しています。その後、9月2日の第6回有識者会合で、関電が「F-6」と呼び、3、4号機の「非常用取水路」の下を通るとされる破碎帯（断層）について、島崎邦彦委員長代理は「破碎帯（断層）の評価に関して認識の共有化が図れたと私は思っておりますので、一定の方向性が出た」と述べ、次回以降の会合で、規制委に提出する報告書案を提案することを強引に決めました。マスコミはこれを「大飯原発『活断層ではない』規制調査団の認識一致」と報道。規制委は昨年9月5日の定例会で、保留していた再稼働についての「安全審査」を再開することを決めました。

しかし専門家は、「敷地南側」(南トレンチ)の破碎帯は、断層の活動性がないことで一致したが、さらにその西側に破碎帯がある可能性も指摘しています。「山頂付近」(山頂トレンチ)の破碎帯については複数の委員から「これだけをもって、動いていないというのはどうか」「将来活動する可能性がある断層等ではないのか」という意見が出されるなど、「認識一致」は得られていません。また、両破碎帯がどのようにしてF-6とつながるのかの共通認識も得られておらず、これらをF-6とつながる断層の一部だと主張する関電の考えについて、「無理やりボーリングでつなげている」など疑問の声が多く出されました。よって私たちは、F-6との連続性がはっきりしないのに、「F-6は活断層ではない」と結論づける根拠にはならないと指摘しています。さらに詳しくは、時間の関係で、第17準備書面を参照していただきたいと思います。

(2) 本件原発敷地に活断層が存在する可能性が高いこと

次に、①台場浜海岸東部の、断層は「活断層」である可能性が高いこと。②「地すべり」と主張する「岩盤表層地すべりブロック」は、データ不足で「地すべり」とは断定できないこと。③台場浜海岸東部の「活断層」が南側の原発施設に続いている可能性を否定できないため、敷地内には「活断層がない」と結論づけることは誤りであることを述べます。

私たち福井嶺南原発断層調査グループと立石雅昭・新潟大学名誉教授らが昨年8月18日に行った調査結果で立石氏は、「関西電力並びに規制委による台場浜海岸の調査結果は、活断層無しとするにはあまりにもずさんだ」と指摘。規制委評価会合の資料を引用し、「岡田篤正委員が引用した関西電力の写真(右下の写真)をみると、写真に立った礫(れき)が写っているにも関わらず、活動性を検討する基本となる基盤中の断層の上位層への延長についての言及がない」と指摘。「さらに、露頭写真が示すとおり、頁岩と超塩基性岩の境界に

ついて、規制委員会では断層説と地すべり面説とがあるが、我々の観察では、破碎帯を伴う断層であり、地すべり面ではない。しかも上位の崖錐(がいすい)を切っている活断層である可能性が高い」と断定しています。その後、断層の上方延長は、年代測定の結果から比較的新しい時期の活断層であることがわかりました。また、関電が「地すべり」と主張する同海岸西部の「岩盤表層地すべりブロック」は、「地すべり」と断定するにはデータ不足であり検討も不十分で、「地すべり」とは断定できないと強調しています。さらに、「規制委専門家会合ではF-6断層が尾根で終わるとする関電の報告を十分な検討もなく受け入れ、この台場浜の断層説、地すべり説、およびF-6延長問題を議論せずに、敷地内には活断層がないという結論を出しているが、この結論はあまりにも早計と言わざるを得ない。よって、規制委専門家会合の科学的調査は再考するべきである」と指摘しています。

以上のことから、規制委が関電まかせにせず、大飯原発敷地内とその周辺の破碎帯(断層)などについて、地質学、地形学、第四紀学的な調査を、堆積地質学者などの専門家も加えて行い判断すべきであります。

規制委が十分な調査を行わないまま再稼働を認めることはありえない、という判断を示して下さいようお願いいたします。

(3) 活断層の連続性と「変形体」の危険性

次に、活断層の連続性の過小評価と「変形帯」につて、①FO-B・FO-A断層～小浜湾の海底断層～熊川断層は一連の断層(3連動)であること。②大飯原発敷地周辺は「傾動」による「上盤側の変形帯」であり、危険性は重大であることを述べます。

この問題についても詳細に述べたいところですが、時間がありませんので、第17準備書面を参照していただきたいと思います。

結果だけ申し上げると、

①F-6断層の北方延長部である台場浜では、12

～13万年前(20数万年前)以降の変動があり、「活断層である可能性は否定できない」こと。(有識者会合における統一見解) ②FO-B、FO-A断層は、熊川断層と連続する一連の活断層であること。③大飯原発は、活断層上盤側の変形帯の中にあり、施設内の「古傷」などが再活動する恐れがあることを示していると思います。

これに対して関電は、昨年5月10日に行われた規制委の「第4回大飯発電所3・4号機の現状に関する評価会合」で、2012年秋に行った「熊川断層西端に関する補足調査」の反射法地震探査の結果などをもとに、熊川断層の長さは14kmであると主張。また、FO-A断層南端と熊川断層西端までの離隔は約15kmで、旧原子力安全・保安院の調査による小浜湾内の変形構造が否定できない箇所から熊川断層西端までは約8kmである。小浜湾内で実施した海上音波探査の結果、後期更新世以降の地層に両断層が連続するような構造は認められない、などを理由に、「FO-B、FO-A断層と熊川断層の連動を考慮する必要はない」と表明し、「3連動」を否定しました。関電の主張は、音波探査記録から断層の有無と断層の長さを判断し、その断層が連動するのかどうかを評価し、震源断層を想定しています。しかし、1995年兵庫県南部地震(M7・3)、2000年鳥取県西部地震(M7・3)、2007年の能登半島地震(M6・9)、2008年岩手・宮城内陸地震(M7・2)など過去十数年間の地震は、活断層分布とは異なった未知の震源断層があらわれています。これについて岡村眞・高知大学教授(地震地質学)は「認定されていた活断層からは想定することが難しいものであったという決定的な事実が無視されている。原子力施設が活断層の上にあってはならないのは当然だが、調査によって活断層が認定されても、引き起こされる地震が正しく想定できるわけではない。これは海底活断層だけでなく、陸上の活断層も含めて、兵庫県南部地震以降の過去十数年間に明らかになった事実である。そのことの理解なしに活断層の有無にのみ『詳

細』な議論を重ねる事は本質を見逃すことになる」と指摘しています。

実際に、2007年の能登半島地震(M6・9)では、活断層は輪島市から南西に約20kmの海域に分布しており、陸域には認められていませんでした。しかし、余震分布図から震源断層は5～10km程度の内陸までつづき、活断層がないところまで伸びていたことがわかっています。海底断層は陸域境界部で連続性が切れていることが多く、断層がないからといって震源となる断層の存在はわかりません。大飯原発周辺の海底断層が陸の手前で途切れているからといって、想定される震源断層もそれ以上伸びないと考えるのではなく、少なくとも5～10kmは延長すると考えるべきで、よって、FO-B、FO-A断層は熊川断層と連動し、大飯原発の直下の活断層の可能性のある「破碎帯」や「地滑り」、「ずれ」とも連動すると考えるべきで、関電や規制委はそうした検討をすべきです。

(4) 関電は震源を不当に深く(炉心から遠く)想定していること

最後に、本年3月5日に開かれた、第89回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合で、規制委の島崎氏が、「何が問題かと言えば、基準地震動の評価が問題で、FO-B、FO-Aが大飯原発の敷地から至近距離にある。断層までの最短距離が非常に近い。(関電が言う)地震発生の上端を4キロとすると、それよりも上には震源が来ないということになる。そこがキーポイントである。(中略)地震発生層の上端が浅くなれば、それだけ震源は炉に近づく。地震発生層の上端を4キロと置いているのは、大飯と高浜だけである。玄海は3キロで、それ以外の島根、川内、伊方は2キロである。それと比べると倍の深さにして震源を遠ざけている。(中略)1997年3月26日鹿児島県北西部地震の三宅ほかでは震源の上端の深さは2・2キロである。2000年鳥取県西部地震では、池田ほか2002によれば0・8キロ、地震調査研究推進本部の結果では2キロ。2005年の福岡県西方沖地震で佐藤・

川瀬 2006 では0キロ、(同)地震本部の結果では3キロで、関電の上端の深さ4キロという数字は、常識的には深すぎると思う。敷地周辺の地下構造と敷地周辺の地震発生層の上端が問題である」と指摘し、基準地震動759ガルの妥当性も検討されましたが、震源断層と原子炉の最短距離の想定が不適切とされ、大幅な見直しを関電に求めました。これに対して関電は、他は2キロかもしれないが、我々が解析した結果、4キロとなったと強弁。島崎氏は、「引用する論文で違う、特定の考えを支持するような論文ばかりを集めずに、特定の考えに反対するような論文も集めて、かつ最新の研究成果を活かしてほしい」と批判し、さらなる検討を関電に求めました。

5 最後に

私はこの考えには賛成しますが、そこまで言うなら、なぜ規制委が自身で調査し、判断しないのか疑問であります。結局、関電の主張に対して批判はするが最後には追認するという旧原子力安全・保安院、原子力委員会の姿勢、国と電力会社に迎合する姿勢があるように思えるのは私だけでしょうか。規制委と関電の結論はともかく、この裁判で今日にも結審し、判決を出すというなら、公平・公正な判断として、現時点で危険性は否定できない。よって当該大飯原発の再稼働は認められないとする判決が出ることを願って、私の意見陳述とします。ありがとうございました。

第8回口頭弁論説明会

5月21日に判決が出ます

(以下、福井地裁での口頭弁論後に午後4時半から福井弁護士会で行われた記者会見及び説明会の概要。本誌の他の部分と一部重複する部分あり)

第8回口頭弁論後、記者会見などがあり、原告

団及び支援者ら40人余りが参加した。

樋口裁判長は、一連の口頭弁論で、過酷事故の際、①原子炉を冷やし続けられるのか ②放射能を閉じ込められるのか、に絞るとしており、行方が注目される。

注目されるのは、①最近、原発を襲う最大、最強の地震の揺れである基準地振動(Ss)を超える地震が全国で5回起きている。地震の大きさ(マグニチュード)を算定する際、大飯では大丈夫なのか、②Ss以下であっても主給水管などが破損し、冷却機能などが保たれるのか、③使用済み核燃料プールは格納容器に守られているわけではなく、放射能を確実に閉じ込められるのか、④大飯原発敷地内の活断層の存在は否定されていない—など、この点の判断が焦点となろう。

今回の弁論では、関電側が使用済み核燃料プールについて「燃料プールはSsに対しても十分な耐震性を有している」「核燃料を冷却するための給水ルートは複数あり、緊急事態に対応可能」と反論した。

× × ×

これに先立ち、敦賀市在住の元原発技術者の山本雅彦さん(日本科学者会議福井県支部)が陳述した。①頻発してきた基準値振動を上回る地震動の発生 ②活断層の見落としや基準地振動の過小評価が行われてきた原因 ③大飯原発敷地内の活断層の存在は否定されていない、ことを詳細に話し、「(中略)過酷事故の発生は否定できず、確率論的影響や危険性が小さい場合においても科学的に検討し、安全側に立った判断を下していただき、再稼働をさせないようお願いいたします」と結んだ。

(別項 参照)

× × ×

また結審に当たり、訴訟原告団の松田正事務局長が声明を発表。「誰かに犠牲を強いるような原発は止めなければなりません。(中略)裁判所から原発を再稼働させないという判決が出たならば、それに従い控訴しないでほしいし、その反対に不幸

な判決が出たならば、見落とししたところがないか精査して、即刻控訴します。私たちは原発がなくなくなるまで戦い続けます」とコメントした。

また、弁護団は「目の前の原発が、いつ、どうなるか分からない中で、行政が判断を下す前に、司法がどう関わるか、裁判所はその役割を考えているのだと思う。早い結審を歓迎したい」。(弁護団からの「今後の見通し」については別項参照)

また、支援者の間からは、「再稼働反対」の署名活動の話も出され、さらに脱原発に向けての運動に弾みをつけた。(文責・永田)

◆資料◆

(弁護団及び原告団の記者会見原稿全文)

◆弁護団原稿◆

第1 大飯原発3.4号機差止裁判(福井地裁)の状況

★印は、期日にて当該弁護士がその準備書面のプレゼンテーションを行ったことを示す。

・2012年11月30日：原告154人が福井地裁に大飯原発3.4号機差止を提訴

・2013年2月15日：第1回口頭弁論 訴訟要旨陳述(★安部弁護士)

意見陳述：海渡弁護士「裁判所は同じ過ちを繰り返さないで」 敦賀現地から、今大地晴美さん「経済と命を天秤にかけないで！」

・2013年3月11日：2次提訴 原告35名 1次提訴と合わせ189名の原告

・2013年4月24日：第2回口頭弁論 準備書面1「放射性廃棄物・使用済み燃料の危険性」(★鹿島弁護士) 意見陳述：小浜から、中畠哲演さん「大飯原発3.4号機の即時停止を！」

・2013年7月24日：第3回口頭弁論 準備書面2「地震・津波と制御棒挿入時間」準備書面.3「立証責任」(★小島弁護士) 意見陳述：福島から金沢へ避難されている浅田正文さん「第2の人生を奪っ

た原発事故」

・2013年10月8日：第4回口頭弁論 4「津波の危険」5「津波による多重防護機能の喪失」6

「避難道路の問題」(★寺田弁護士) 7「技術的危険」 意見陳述：高浜から東山幸弘さん「原子力災害の避難について」

・2013年12月19日：第5回口頭弁論 準備書面8「主にディーゼル発電機について、被告が公表した資料からわかる範囲の情報、及びさらなる情報開示の不可欠性について」9「津波による施設破壊の危険」10「スライド集 原発事故による被害」(★鹿島弁護士) 意見陳述 福島から水戸に避難している木田節子さん「福島で起こっていること」

・2014年1月22日：第6回口頭弁論 準備書面11、12 「12月25日付 求釈明に対する回答」

(11＝本件原発の敷地に活断層があるか、そうでないとしても、地盤が変形する危険があること(★鹿島弁護士)、12＝過去に、基準地震動を上回る地震が原発を襲った事例が5つあること) 意見陳述：大阪から、反原発運動の草分けである故水戸巖氏夫人水戸喜世子氏「大飯原発で事故が起きれば琵琶湖に多大な影響が及ぶこと」

・2014年3月5日 第7回口頭弁論 準備書面13、14 (13＝地震用語の説明、14＝本件原発において想定すべき地震の程度(★内山、只野弁護士)) 意見陳述・世戸玉枝さん「大飯原発を地震が襲う危険性」

・2014年3月27日 第8回口頭弁論 準備書面15～21 (15＝被告は外部電源等の重要な設備を未だにCクラス扱いにしており、それは重大事故につながりうること 16＝使用済核燃料プールの危険性、17＝本件原発に活断層等がある可能性の補充、18＝本件原発に埋め戻し土が使われていることの危険性、19＝被告は未だに従前の手法で地震を分析していること等、20＝誤記の訂正、21＝中越沖地震の際、柏崎刈羽原発を襲った地震動についての補足)(★内山弁護士) 意見陳述・山本雅彦さん

「大飯原発の活断層等について」

第2 中心的に訴えてきたこと（文中番号は原告準備書面の番号）

3. 11及びチェルノブイリは、ひとたび重大な事故が起きれば、極めて広範囲、かつ長時間にわたって甚大な被害が生じることを明らかにした(10)。原発事故が、万が一にも起こってはならないことは、誰が考えても明らかである。

ところが、万が一にも事故を起こさないための対策は、到底なされていない。

福島第一原発事故は、人間が安易に想定してきた「基準地震動」が、数十億年の地球の歴史と比較して、わずか数十年の経験に基づいて作成したもので、到底、現実にはやってくる地震に対応するものではないことを明らかにした。少なくとも、日本において到来した過去最大の地震を基準としなければ、到底、事故を防ぐことはできない。(2, 4, 5, 12, 14, 19, 21)

ましてや、大飯原発の直下には、活断層がある可能性を指摘する有力な見解があり、そうでないとしても、各種規制基準に照らして考えれば、およそ原発をつくるに適した立地ではない(11, 17)。関電は中越沖地震等について「特殊だ」と言っているが、「特殊性」として指摘する地盤の脆弱性は、本件原発についても同様に言えることである(18)。また、3・11にもかかわらず、未だに重要な設備をCクラスのままだにしている。これでは、基準以下の地震が到来した場合ですら、冷却に失敗して大事故につながるおそれがある(8, 9, 15)

更に、使用済核燃料に至っては、いわゆる「五重の防護（これ自体の脆弱性はあるが）」すらなされていない(1, 16)。

そして、万全の対策を取っても、必ず事故は起こるものであり、過酷事態への十分な対策は国際的に要求されていることだが、事故が発生した場合の対策も、全くなされていない(6)。

第3 今後の見通し

判決内容は予断を許さないが、福井の裁判所は、他の裁判体と比較して、関電の訴訟引き延ばしに対し、大変厳しい姿勢を示してきた。このことは評価に値すると思われる。とりわけ、他の裁判体と異なり、規制委員会の判断を待たずに判決が言い渡されることは、司法が積極的に役割を果たそうとするものとして評価に値する。早く結審した理由として、「爆発してからでは遅い」「住民を事故から守ろう」という裁判所の意図を推測することも許されるだろう。

本裁判は、原発差止本訴訟に対するものとしては、3.11後、初めて言い渡される判決となる。この判決が、今後続く判決にとって、絶好の先例となることを強く期待している。

◆結審に寄せて 原告団コメント◆

あの忌わしい原発事故から、福井裁判所前の桜も4回目の開花になります。しかし、悲しみは増すばかりです。先の見えない避難生活に疲れ果てて、もう放射能のことは忘れてしまいたい、人々が物を言わなくなってくるのを待ち構えたかのように、新たな放射能安全と言うキャンペーンが襲い掛かってきています。放射能汚染された所に帰還政策も強引に進められています。そんな中で誰一人責任を取った人はいないし、取らされた人もいない。危険を承知で事故の収束作業にかり出されている作業員達。

もうハッキリ分かったのです。原発の過酷事故が起きれば国の統治機能も全て崩壊していくのです。人々を被曝から守ることは出来なくなるのです。このように誰かに犠牲をしいるような原発を止めなければなりません。

誰かを犠牲にしてまで、原発の電気が必要ですか。このような甚大な被害を2度と繰り返さないためにも、壊れる前に、止めましょう。子どもや孫たちに、そして未来の人達に、安全な環境を、

社会を受け渡していこうではありませんか。

裁判に訴えると言うことは私達には馴染みのないことでしたが、弁護団の熱心で誠実な取り組みがあったればこそと感謝しています。裁判の判決がどのように出されようと、原発を止めてエネルギー政策を転換しない限り、また社会のあり方や、人々を大切にする価値観の変換なしには、被害に遭った人達を救済することも、2度と被害を出さないようにすることもできません。

もし裁判所から原発を再稼働させないと言う判決が出されたならば、関西電力はそれに従い控訴もしないでいただきたいし、その反対に私達にとって不幸な判決が出たならば、もっと見落としした所がないか精査して、即刻控訴します。私達は原発がなくなるまで戦い続けます。それが私達の最低限の権利だと思っています。

2014年3月27日 大飯原発3・4号機差止訴訟原告団事務局長 松田正

◆原告 ～ひと模様～◆

★今回はお二人の原告を紹介します★

私達の生活の対極にある原発！

●松浦由里さん（福井市中手町在住）●



旧美山町の春は清々しい。福井市の山間部、ちょうど同市と大野、池田町にすっぽり包まれた山あい、萌叡塾（ほうえいじゅく、

谷崎篤輝塾長）はあった。限りなく自給自足的な生活を目指している6人の塾生と、近くには都会から移り住んできた8軒15人がいて、その中の1人が松浦さんである。ほか鶏180羽、ワンちゃん1匹、猫6匹、ポニー1頭からなる。にぎやかである。谷

崎さんらが都会から引っ越してきて、もう30年以上が経とうとしている。

松浦さんは、名古屋市出身。ネットで塾の存在を知り、22歳で体験入塾、そして24歳でこの住人となる決心をした。もう5年が経とうとしている。

「若い時しかできない。自然に身を任せて生きる姿に感動したし、都会にはもう学ぶことはないな、と思いました」。そして、忙しい日々が始まることになる。田んぼの草取り、ジネンジョや山菜採り、シイタケの菌打ち、お菓子づくり。そして広い畑で、ホウレンソウ、トマトなど、それは数十種の野菜を栽培している。

「裁判の会」の熱心な原告団の1人である。「私たちは自然を相手に自給自足的な生活スタイルを目指しているんです。電気だって自給を考えている。まず（原発の）必要性が考えられない。自給自足と原発は対極にある、と思うんですね。きっぱりと反対の意思表示をしておきたかったわけです」。

大先輩の島洋子さん（67）が合い槌を打った。「お金のあるなしも、ゴミなどの公害問題も、原発も、そして憲法も、自給自足的な生活スタイルが、突き詰めれば（社会の）諸矛盾の解決の一助になる、そう思っています」。塾生たちは田畑を耕し、無農薬、無化学肥料で米や野菜を作り、鶏を飼い、パンを焼き、共同で家を建てた。自給的な暮らしをする、これが社会の歪みを命の視点から見詰め直し、解決策を探っているのだろう。志は高い。

ある意味、うらやましい。労働をして自家製ベーコンやハムをつまみに手作りビールで乾杯。釣ってきたアマゴを炭焼きにし、取り立ての野菜料理に舌づつみ、食後はこれまた自家製の卵や果物で作ったケーキをいただきながら、おしゃべりをする。なんという豊かさだろう。

松浦さんは「こういう世界に飛び込むって、まあ、女性では3万人に1人くらいでしょうね（笑い）。今の私は、もう自然の中に溶け込んで自然なしでは生きていけない。また、だれにもやれないことを体験しているという自負心、もあるかな」ともらした。

将来は「種屋」さんになりたい、という。美山町に根付いた、生命力のある種を取り、普及させたい、と。もう立派な農業人である。(文責：永田)

今が頑張りどころです！

●内田智さん（宮崎県在住）●

私が現在暮らしているのは、九州の宮崎県です。2012年11月に仕事の関係で千葉県から転居しました。実態として本裁判の傍聴等に臨む事は難しいのですが、大飯原発の持つ意味を思い、裁判に参加しています。

私は2012年の大飯原発の再稼働を忘れる事はありません。泊原発が停止した5月から、日本で原子炉が1基も稼働しない日が始まりました。しかし2か月後に大飯原発3、4号機の「再起動」が強行されました。その間には、官邸前に20万の人が集まり、6.17福井集会、6.30/7.1大飯行動、9.16の17万人集会と、原発をめぐる人々の“思い”は、大飯原発の再稼働をキーワードにして、大きく広がって行ったと思います。

話変わります。私が住む宮崎県では、福島第一原発事故を機に、福島県や関東地方から避難された方々が暮らしています。これらの方々の情報交換や孤立防止を目的に作られたネットワークは、今では300世帯を超える規模になり、交流の輪が広がっています。また福島の子供を招き、一時的な保養をする（“外遊び”を満喫してもらう）プロジェクトも、地元の方々の支援で行なわれています。

そんな中、3月に事態が展開しました。原子力規制委員会が、鹿児島県の川内（せんだい）原発の規制適合性審査を優先して行う事を決定した事により、川内原発が再稼働の第一号となる可能性が大きくなりました。宮崎県は、最短で川内原発から東方向へ54kmの距離にあります。これは福島第一原発から飯館村までの距離と同程度であり、正に被害地元となります。今私たちは、川内原発の再稼働を止めるために動いています。宮崎には原発の立地を止めてき

た歴史があり、当時のメンバーも健在です。今度の相手は、隣県の、それも準備万端の原発です。頑張りどころです。

私は向き合い続けたいと思っています。福島第一原発の事故、大飯原発3、4号機の再稼働、川内原発の再稼働。これらに向き合い、疑義を呈し続ける事が、私がすべき事ではないかと思っています。そしてこれからも大飯原発にコダワリ続けたいと考えています。(内田さんご自身に執筆いただきました)

◆「裁判の会」の総会
を4月20日(日)の午後1時30分より。福井県教育センター(福井市大手2-22-28、NHK前)で開催します。併せて弁護士さんも交えて裁判結審報告を行う予定です。

【編集後記】非力ながら続けてきた通信も、いよいよ判決を伝え、記録するという山場を迎えつつあります。口頭弁論は1回目は最も収容能力のある1号法廷で、それ以降は小さな2号法廷で行われました。判決は1号法廷で行われると聞いています。広い1号法廷に入りきれないほど多くの方々が当日、福井地裁に集まることを願っています。(編集子)

2014
3/28
大飯差し止め訴訟結審
福井地裁

関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを福井県の住民らが求めた訴訟。原差し止め訴訟で

は、東京電力福島第一原発事故後、初の判決となる。原告側は関電の地震分析について「予測できない地震が、十年間で五回発生している」と不備を指摘。関電側は「使用済み核燃料プールの設計が不十分で冷却装置が脆弱などと主張してきた。

一〇二二年十一月に提訴し、原告は計百八十九人。

一〇二二年十一月に提訴し、原告は計百八十九人。

一〇二二年十一月に提訴し、原告は計百八十九人。